

第4章 奄美群島の自然の社会的な価値

奄美群島独特の多様な自然は、長い間の人と自然との関わりの中で、自然と関連の深い信仰や伝統行事、島唄、伝統料理の食材などを産み出してきました。人と自然との関わりが変化した現在においてもなお、奄美群島に独特な風土を形成する基盤として、社会的に見ても重要な役割を果たしています。

第1節 信仰・伝統行事

奄美群島では古くから、海の彼方には神々のいるネリヤカナヤと呼ばれる原郷があり、豊穡や災害もここからもたらされると信じられてきました。また、山にも諸々の神がいると信じられ、樹木や動物にも霊や神が宿と考えられました。こうした自然信仰に、先祖を祀る祖霊信仰が結びついていました。さらに、奄美群島や沖縄諸島一帯には、オナリ²⁸（女性姉妹）はエケリ²⁹（男性兄弟）を守護する霊力を持った守護神であり、神事を司るのは女性とされたオナリ神信仰がありました。琉球王朝時代にはこれらが結びついて、村落の農耕に関わることを主導的に司祭し、宗教的に村落を管理支配する神女組織であるノロ制度ができ、ノロは、農耕儀礼や年中行事まで司りました。

現在でも、アラセツ（新節）行事であるショチョガマや平瀬マンカイ、八月踊り、豊年祭、十五夜祭など、その時代に生まれた行事や芸能が、今もなお各地に色濃く伝わっています。

第2節 島唄

島唄は奄美群島全域に伝わる民謡の総称です。地域的、社会・歴史的背景などにより、歌形³⁰や旋法³¹にも違いがあります。

奄美群島内でも集落ごとに独自の島唄があり、それぞれに微妙な違いが見られます。

例えば、「奄美大島北部の笠利町の唄は、なめらかな地形に合わせて節回しもなめらかであるのに対して、南部の瀬戸内や加計呂麻島の唄は、起伏に富んだ地形

地域により、ウナリ等ともいう。

地域により、イエヘリ等ともいう。

決まった音数で作られた歌の形を指す。

がそのまま、複雑で起伏に富んだ節回しとなって表れている。」といわれるように、自然と調和し、人と自然がともにある暮らしの中から島唄が生まれ、育まれてきたといえます。

また島唄は、「仕事歌」、「民俗行事歌」、「遊び歌」、「わらべ歌」に分類されるように、生活の様々な場面で歌い継がれてきました。生活に密着しているがゆえに、奄美の人々にとって島唄は暮らしの中の精神的な支えともなってきました。

例えば、八月踊り歌の「はまさき」の中には、次のような歌詞があります。

・「山ぬ木ぬ高さ 風に憎まりゆり 肝高さ持ていば 他人に憎まりゆり」(山で目立つ高い大木は風当たりが強い。高慢な心を持つ人は他人に憎まれる)

・「浜先に這ゆる根ぬかでいらよ ハレ 生え先ぬ無だな 先に戻ろ ヤショラ 元どう元なりゆり 先じ根ね咲きゆずい 先じ根ね咲きゆすい 根無しかでいら ヤショラ」(何事も基本が大切であり、それをおろそかにせず努力して、しっかり身につけると、浜辺に咲くかずらのように、ずっと先に伸びていくことができ、花を咲かすことができるが、基本をおろそかにしていると、ある時はよくても根無しかずらのように結局は浮いた人生になってしまう)

このように、身近な自然から人生の知恵をくみ取った教訓が含まれており、島唄の歌詞も人と自然がともにある暮らしの中から生まれています。

また、集落ごとに行われる八月踊り、祭りのしめくくりに踊る六調なども含め、こうした民謡が今もなお老若男女を問わず盛んに歌い継がれていることは、文化的に見ても、奄美群島の大きな特徴といえます。

第3節 食材

奄美群島の伝統的食文化も、島々の風土と歴史の中で、生きていく知恵が集積されて生まれてきました。島々は台風の襲来や日照りによる干ばつの被害を受けやすく、気象条件によっては他地域との交通も途絶える環境であったため、自給を目的として、畑では穀類、芋類、野菜類、果樹類などいろいろな作物が作られてきました。災害で作物が収穫できないときには、温暖で湿潤な気候に育まれた山野に自生する山野草を食していました。「海の畑」とも形容される礁池(イノー)からも、豊富な魚介類や海藻類などの海の幸を得ることができました。豚や山羊等の家畜は、正月や祭事の時の貴重なタンパク源として各家庭で大切に飼われてきました。また、藩政時代からは、さとうきびの栽培も盛んになりました。

こうした中から、豚料理、ナリ味噌や鶏飯などの代表的な料理、各種の野菜や山野草、魚介類や海藻類を使った伝統的な家庭料理、また黒糖焼酎などが生まれ

³¹ 音楽で、一定の様式をもつ旋律を構成する諸音を選び出し、音階形に整理したもの。

てきました。

群島内の徳之島からは2名の長寿世界一が輩出されたことや、国民の自然志向、健康志向ともあいまって、奄美群島の食材や伝統料理は、近年では長寿食、健康食としても注目を集めています。

第4節 薬草

温暖・湿潤な奄美群島には数多くの植物が生育し、人々は日常生活の中でこれらの植物をさまざまに利用してきました。中でも、非常に多くの植物に薬効を見だし、病気やけがの際の薬として利用するとともに、日常の食材にも取り入れていました。

奄美群島から長寿世界一が2名も輩出された背景には、このように自生する薬草を日常の食生活に採り入れて食する効果等も注目されています。また、民間でも「スローフード運動」³²への取り組みや、郷土料理の食材や、土産物・特産品へ活用するなど、活発な取り組みがなされています。

このように、奄美群島の自然は、そこに暮らす人々の日常生活に深く結びついて、信仰や伝統芸能、大島紬、島唄や食材などの独特な生活文化を産み出す根源、地域のアイデンティティーの根源となっています。

また、奄美群島は、大陸などからの文化の伝播経路として日本文化の形成に貢献してきたほか、そうした文化の影響を受けながら、多様で独自の文化を伝承し、育んできており、日本文化の豊かさや多様性に寄与してきたとも言えます。

以上のように、島しょ性、亜熱帯性の気候及び地史的な過程などを背景とする貴重な動植物や豊かな自然、それに立脚した固有の生活や文化などが奄美群島の魅力であり、奄美群島の価値であると言えます。

³² スローフード運動は、①消えてゆく恐れのある伝統的な食材や料理、質のよい食品、ワイン（酒）を守る、②質のよい素材を提供する小生産者を守る、③子供たちを含め、消費者に味の教育を進める、という3つの指針を掲げ、1989年にイタリアのブラという小さな町からスタートしたNPO運動。この運動は、全世界に共鳴者を呼び、今日では世界40ヶ国に協会等の団体が生まれている。日本でも郷土食や地方の特色ある野菜などの食材や日本酒を改めて見直そうという動きが各地で起っており、1999年に発足し、最近NPO団体として承認された、日本スローフード協会等の団体がある。

第2部 基本理念

第1章 奄美群島自然共生プランの背景

第1節 全体的な背景

1. 国際的な背景

昭和47年(1972)、ローマクラブ³³によって発表されたレポート「成長の限界」は、「現在の成長が不変のまま続けば、今後100年の間に地球上での成長は限界に達する」との見通しを示しました。

また、同年にストックホルムで開催された「国際連合人間環境会議」は、歴史が転換点に到達したという認識のもと、経済的、社会的発展とともに環境の保護と改善が追求されるべきことを宣言しました(「ストックホルム宣言」)。

その後1990年代にかけて、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨などの環境問題が次々と顕在化し、大量消費社会の価値基準そのものに限界があることが広く認識されるようになりました。

そして、平成4年(1992)、リオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」(いわゆる地球サミット)では「環境と開発に関するリオ宣言」が採択されました。リオ宣言は、環境と社会経済の発展との望ましいバランスを示すものとして、「持続可能な発展」という考え方を明確に示しました。持続可能な発展とは、環境と社会経済の発展は不可分の関係にあり、社会経済の発展は環境や資源という土台のもとに成り立つものであって、社会経済が将来にわたって持続的に発展を続けるためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方です。

³³ 1968年に世界の科学者、経済学者などが集まって活動を開始した民間組織。環境、人口問題等の地球的規模の課題により想定される人類の危機をいかに回避するか探ることを活動目的としている。「成長の限界」は、1972年にマサチューセッツ工科大学のデニス・メドウズ助教授らに委託した研究の成果をまとめたものを発表した報告書。人口増加や環境悪化などの現在の傾向が続けば100年以内に地球上の成長は限界に達すると警鐘を鳴らし、地球の破局を避けるため、成長から世界的な均衡へと移行する必要性を訴えた。地球環境問題の原点を論じたとも言える先駆的な報告で、その果たした役割は大きいといわれる。

1972年 ローマクラブが「成長の限界」を発表

人口増加や環境悪化等の傾向が続けば100年以内に地球上の成長は限界に達すると警鐘を鳴らし、地球の破局を避けるために、成長から世界的な均衡へと移るものの必要性を訴えた。

1972年 国連人間環境会議(ストックホルム会議)

・人間環境宣言 採択

環境問題に取り組む際の原則を明らかにした宣言。環境問題を人類に対する脅威と捉え、国際的に取り組むべきことを明らかにしている。

地球温暖化、オゾン層の破壊
熱帯雨林の減少、酸性雨などの
環境問題が次々と顕在化

1992年 国連環境開発会議(地球サミット)

・環境と開発に関するリオ宣言 採択

環境と開発に関する国際的な原則を確立するための宣言。前文及び27の原則から構成され、持続可能な開発に関する人類の権利、自然との調和、現在と将来の世代に公平な開発、グローバルパートナーシップの実現等を想定している。

・アジェンダ21 採択

環境と開発の統合のための21世紀に向けた具体的な行動計画。前文及び具体的な問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金メカニズム、技術移転、国際機構、国際法のあり方等について規定している。

・気候変動枠組み条約 採択

気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

・生物多様性条約 採択

生態系、生物種、遺伝子の3つのレベルの多様性を保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、また、遺伝子資源から得られる利益の構成で衡平な配分を目的とする条約。本条約では、生物資源保全のための各種の措置を規定するとともに、開発途上国支援のための資金メカニズム等を規定している。

・森林原則声明 採択

森林の経営、保全、持続可能な開発に貢献し、森林の多様かつ補完的な機能の保持と利用を行うための原則を示したもので、条約化の推進については合意を得られなかったものの、森林保全と持続可能な経営の重要性を表明した世界で初めての国際的な合意。

1994年 砂漠化対処条約 採択

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し及び実施すること、また、そのような取り組みを先進締約国が支援すること等について規定している。

1997年 京都議定書 採択

付属書I締約国について排出削減のための数値目標、際せ九措置を定め、また、付属書I締約国間の排出量の取引や共同実施、途上国との間で排出削減のための事業等を行うクリーン開発メカニズム等の新たな仕組みを導入している。この議定書により付属書I締約国全体で、2008年から2012年までの間に1990年比で5%以上の排出削減を行うことが規定された。

2000年 バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書 採択

「生物の多様性に関する条約」の下、遺伝子組み替え生物等の国際取引に際し、生物多様性への影響の可能性について事前に評価するための手続き等を定めている。

2001年 POPs(残留有機汚染物質)に関するストックホルム条約 採択

リオ宣言第15原則に規定する予防的方策に留意して、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的に残留性有機汚染物質の製造、使用、排出の廃絶または削減を国際的に図ろうとするもの。

2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)

図2-1 奄美群島自然共生プラン策定に至る国際的な背景

2. わが国における背景

戦後、わが国は高度経済成長を経て大量消費社会を迎え、この結果、社会全体として物質的な豊かさを達成することに成功しました。その反面で、急速な経済発展は環境の悪化をもたらし、大気汚染や水質汚濁などの公害が深刻な社会問題となりました。

オイルショックなどを契機として高度経済成長が終わると、次第に、物質・エネルギーへの志向に偏重した価値観から脱却する必要性が認識されるようになっていきました。また、従来の産業型公害が克服される一方で、廃棄物・リサイクル問題や地球環境問題などの新しい問題が認識されるようになりました。

こうして環境問題に対する認識が国際的にも国内的にも高まる中で、平成5年（1993）に環境基本法が制定されました。環境基本法はその基本理念として「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築（法4条）」を掲げました。

また、これを受けて平成6年（1994）には国の環境基本計画が、平成12年（2000）には新たな環境基本計画が策定されました。新たな環境基本計画は、持続可能な社会を実現するために大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産と消費のパターンから脱却すべきことを明確に示しました。そして、そのための長期的目標の一つとして「人と自然との共生」を掲げました。そこでは、社会経済活動を自然環境と調和したものとしながら賢明な利用を図るべきこと、また、広く自然と人との間の豊かな交流を保つべきことが示されています。

さらに、平成13年（2001）には、内閣総理大臣の主宰により「21世紀『環の国』づくり会議」が開催されました。「21世紀『環の国』づくり会議」報告（平成13年）は、現在の社会経済の構造、私たちの生活のあり方と価値観を環境の視点から変革していくとの認識のもと、わが国の伝統的な自然観を大切にしながら「自然と共生する社会」を実現すべきとしました。

1918年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 制定

鳥獣の保護、適正な狩猟秩序の維持に関して規定している。

1957年 自然公園法 制定

すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進に関して、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の指定について規定している。

1972年 自然環境保全法

すぐれた自然環境を有する地域の保全等について、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県立自然環境保全地域の指定について規定している。

1955～1973年 高度経済成長期

日本経済は高度経済成長を続け、1960年代後半の実質経済成長率は10%を超えていた。この間、エネルギー需要は拡大を続け、1965年～1974年の10年間に2倍強に増大した。

この時期は、大気汚染のみならず、水質汚濁、自然破壊、新幹線などによる騒音・振動などの問題も日本各地で顕在化。産業公害が発生。

その結果、経済成長と環境保全を二者択一の問題ととらえ、「産業発展のためとはいえ、公害は絶対に許せない」とする国民世論が急激な高まりをみせた。

1973年 オイルショック

第四次中東戦争の中でアラブ産油国の石油戦略により、石油生産の削減と原油価格の大幅引き上げという石油戦略を発動し、「オイルショック」が世界を襲い、経済活動に大混乱をもたらした。日本経済は、それまでの高度成長から低成長路線への転換を余儀なくされた。

1980年代後半～1990年代前半

一方で、1980年代後半には、資産価格の急激な上昇、経済活動の過熱、マネー・信用の膨張の3つによって特徴づけられるバブル経済が発生・拡大し、好景気をもたらしたが、1990年にはバブル経済が崩壊、低成長時代へ。

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨等の世界規模の地球環境問題が次々と顕在化。国内でも廃棄物、リサイクル問題等が顕在化。

1993年 環境基本法 制定

基本理念として「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築(法4条)」を掲げた。

1994年 環境基本計画 策定

1995年 生物多様性国家戦略 策定

2000年 新・環境基本計画 策定

持続可能な社会を実現するために大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産と消費のパターンから脱却すべきことを明確に示した。長期的目標の1つとして「人と自然との共生」を掲げ、社会経済活動を自然環境と調和したものとしながら賢明な利用を図るべきこと、また、広く自然と人との間の豊かな交流を保つべきことを示している。

2001年 「21世紀『環の国』づくり会議」 開催(内閣総理大臣主宰)

現在の社会経済の構造、私たちの生活のあり方と価値観を環境の視点から変革していくとの認識のもと、わが国の伝統的な自然観を大切にしながら「自然と共生する社会」を実現すべきとした。

2002年 新生物多様性国家戦略 策定

生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための「理念と目標」として、①人間生存の基盤、②世代を越えた安全性・効率性の基礎、③有用性の源泉、④豊かな文化の根源、⑤予防的順応的態度の「5つの理念」と、①種や生態系の保全、②絶滅の防止と回復、③持続可能な利用の「3つの目標」を掲げ、そして生物多様性が保全された結果、現れる国土の将来像のイメージとして「グランドデザイン」を提示した。

図2-2 奄美群島自然共生プラン策定に至る国内の背景

3. 鹿児島県における背景

鹿児島県は平成4年(1992)に屋久島環境文化村マスタープランを策定しました。同プランは、「環境文化」³⁴を戦略的イメージとして屋久島の価値を広く発信することによって、世界自然遺産登録の基礎をつくりました。

そして、平成5年(1993)には白神山地とともに屋久島が日本で初めて世界自然遺産に登録されました。

また、県は、平成10年(1998)から平成11年(1999)にかけて、鹿児島県環境基本条例及び鹿児島県環境基本計画を制定しました。県の環境基本計画は、環境基本法や国の環境基本計画を踏まえて、自然と人間が共生する地域社会を実現することを基本的な目標の一つに掲げました。

さらに、平成13年(2001)には21世紀新かごしま総合計画を策定しました。同計画では、21世紀の新たな時代潮流としてこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない、資源の循環を基調とする社会の実現が求められているとの認識を示しました。

その上で、展開方策の柱の一つとして、「人と自然が共生する環境に優しい社会の実現」を掲げました。

第2節 奄美群島における背景

1. 奄美群島の社会経済的状況

奄美群島においても、戦後の社会経済状況のもとで物質的な豊かさを達成することが追求されてきました。奄美群島は、離島であるばかりでなく、戦後の行政分離という特殊な歴史的経緯を有しており、本土との格差是正が切実な課題とされてきました。

このような課題のもと、国の特別措置に基づく諸施策が講じられ、産業基盤、交通基盤、生活環境など社会資本整備が進められてきました。その結果、依然として本土との格差は残されているものの、相応の成果をあげてきました。

しかし、本土との格差是正を求める過程において、他の地域との均質化、画一化が進んできた一面も否定できません。また、原生的な自然や人と自然との伝統的な関わりの全てが、そのままの形で残されたわけではありませんでした。一部

³⁴ 屋久島における人と自然との関わりのこと。すなわち、「島の人々が島の自然と関わり、相互に影響を及ぼし合いながら形成、獲得してきた意識及び生活・生産様式の総体（屋久島環境文化村マスタープラン第1章より）」をいう。マスタープランは、こうした関わりを再認識することによって、真に自然と共生する地

では、自然の劣化・消失、伝統的な文化の衰退が進み、それが認識されないままに危機的な状況となっている場合も生じてきました。

2. 自然を保全するための取組

このような状況の中、こうした奄美群島の自然を保全するために、これまでも様々な取組が進められてきました。主な取組は次のとおりです。

大正 10 年（1921）にはアマミノクロウサギとルリカケスが国の天然記念物に指定され、復帰後 10 年を経た昭和 38 年（1963）には、生息数の減少を懸念されていたアマミノクロウサギが国の特別天然記念物に指定されました。昭和 43 年（1968）には神屋・湯湾岳が天然保護区域として指定されました。また、昭和 45 年（1970）にはアカヒゲとオカヤドカリが、翌年にはオオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、カラスバトが、昭和 47 年（1972）にはケナガネズミとアマミトゲネズミが天然記念物に指定されました。さらに、平成 15 年（2003）4 月には、イボイモリ、イシカワガエル、オビトカゲモドキが県の天然記念物に指定されました。

また、昭和 40 年（1965）に国設湯湾岳鳥獣保護区が、昭和 49 年（1974）に奄美群島国定公園が指定されました。

サンゴ礁保全については、昭和 48 年（1973）に県のオニヒトデ等駆除事業が開始され、現在は 5 市町村でつくる奄美群島海中公園海中資源保護協議会によって駆除が進められています。

赤土等流出防止対策として、昭和 60 年（1985）に大島支庁内に土砂流出防止対策推進協議会を設置して各種対策を実施してきましたが、平成 12 年（2000）には関係団体も一体となり、赤土等流出防止対策を総合的に推進する組織として奄美地域赤土等流出防止対策協議会が設立されました。

また、平成元年（1989）に喜界町がオオゴマダラ保護条例を制定し、環境庁が奄美群島の動植物 18 種をレッドデータブックに記載しました。平成 5 年（1993）に建設省が「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」として奄美群島の 5 河川（川内川、住用川、役勝川、山間川、河内川）を指定、平成 7 年（1995）に林野庁が希少種保護管理事業の対象にルリカケスを追加指定するなど行政の取組も進みました。

平成 8 年（1996）には IUCN（国際自然保護連合）総会で、アマミノクロウサギの保護充実を求める決議が採択されました。

その後も、奄美群島におけるメジロ捕獲防止のための「鳥類の違法捕獲防止対策会議」の設置（平成 10 年【1998】）、奄美海洋展示館の開設（平成 10 年【1998】）、

オオトラツグミとアマミヤマシギについて種の保存法上の保護増殖計画策定（平成 11 年【1999】）、マングース駆除事業の実施（平成 12 年【2000】～）、奄美野生生物保護センターの開設（平成 12 年【2000】）、大和村における野生生物保護に関する条例の制定（平成 13 年【2001】）、第 56 回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催（平成 14 年【2002】）などの取組が進んでいます。

民間でも、奄美の自然を考える会（昭和 61 年【1986】）、奄美野鳥の会（昭和 63 年【1988】）、奄美の渚を守る会（平成 2 年【1990】）、環境ネットワーク奄美（平成 7 年【1995】）などが相次いで発足し、活発な取組を展開してきました。

このように奄美群島においても、その固有な自然への関心が高まっており、各般にわたって取組が進展しているところです。

3. 奄美群島の地域としての可能性³⁵

奄美群島では、本土から離れた島であることなどの自然的・社会的な条件から、わが国の他の地域に比べて大規模な開発が行われることがあまり多くありませんでした。このため、いまだ固有な自然やこれにかかわる生活、文化が豊かに残されています。しかも、これら固有の自然は世界的にも評価されるべき価値を有しており、そこに根ざした生活や文化も個性的で魅力有るものばかりです。

新たな地域づくりを進めようとするとき、これらの自然や文化などは、地域固有の資源として極めて高いポテンシャルを有しています。このことから、先に述べたような取組をさらに強化・拡充し、自然の劣化・消失、伝統的な文化の衰退をくい止めるとともに、既に失われた自然や文化の復元・復興や、自然から生まれる文化を継承し、高めていくための新しい取組が求められています。

大量消費社会の価値基準を大胆に転換し、残されている自然の価値を見直して個性的で活力有る地域づくりを進めることによって、他の地域に先がけて「人と自然が共生する地域」を構築することができます。奄美群島は、こうした考え方によって現代社会の転換を主導する可能性を有する地域です。

³⁵ 奄美群島振興開発総合調査報告書（2002）によると、「個性ある地域としての発展可能性」として、「貴重な動植物などが生息・生育する豊かな自然環境」、「歴史と風土の中で培われてきた固有の文化」、「安心して子どもを生み育てることができる環境」、「日本一の長寿・癒しの島」等を挙げています。

第2章 奄美群島自然共生プランの基本理念 — 3つの理念

第1節 共生への転換

「人と自然との共生」を基軸とした地域に転換することを目指します。

奄美群島は、世界的にも評価されるべき固有の自然を有しています。また、この固有な自然との「共生」のもとに成り立つ独特な生活や文化が見られます。これらは、地域固有の資源として、高いポテンシャルを有しています。

そこで、個性的で活力のある地域をつくるために、奄美に固有な自然などの資源を再評価し「人と自然との共生」を基軸とした地域へと転換することを目指します。

ここに言う「人と自然との共生」の基本的な考え方は次のとおりです。

すなわち、奄美群島には固有かつ多様な自然があり、そこでは昔から人が自給的に自然を利用しながら生活を営んできました。しかし、現代の大量消費社会のもとでは、奄美群島の人々の生活や社会経済活動も、自然への配慮が足りない状態で営まれ、その結果として、失われたり、質が低下した自然も多いことは否定できません。

今後も、奄美群島において人々は暮らしを営んでいきますが、今ある自然を壊さない、あるいはなるべく負荷をかけないように、自然と折り合いを付けながら生活を営み、社会・経済活動を営んでいくことを目指していきます。これをここでは「共生」と呼びます。

第2節 地域多様性への転換

「地域多様性」を尊重する地域に転換することを目指します。

これまで、地域づくりにおいて、全国統一的な制度が大きな役割を果たしたことは、反面において地域が個性を喪失する一因となった可能性もあるとの指摘がなされています³⁶。現在、各地域がその特性を活かした「個性ある発展」を実現し、多様性にとんだ美しい国土を形成することが求められています。

奄美群島においても、これまでは群島内の各地域において、統一的な取扱いがなされることが少なくありませんでした。

奄美群島は、一つの地域としてとらえることが合理的である場合もありますが、海洋で隔てられた島の集まりであるという点で特異であり、個別の島ごとに自然環境の状況、歴史的経緯、及び社会経済状況などは多様です。そして、各島又は島内の各地域を単位として、人と自然との関係が積み重ねられ、また、このために群島内のそれぞれの地域がそれぞれにアイデンティティーを有しています。

第3節 地域主体性への転換

「地域主体性」に基軸をおく地域に転換することを目指します。

「人と自然との共生」は奄美のアイデンティティーや伝統の根源であって、地域が自らの問題として主体的に行動することが本来の姿です。すなわち、いかに地域の自然の価値を見直し、これらをいかに地域の活性化に結びつけるかを考えるとき、直接の利害関係人として地域自らが積極的に合意形成に参加することが重要であり、地域の主体的な取組が求められます。

また、奄美群島が全体として自然の価値を共有していくためには、群島内の各地域を越えた広い発想も求められます。参加を基礎として群島内の各地域が主体性を確保しながら、従来の枠を越えて連携して施策を展開することが重要です。

これからは、奄美群島が、国や県に、そして世界に対し何をもたらすか、何を発信できるかを考える必要があります。

³⁶ 「国土審議会基本政策部会中間報告」(H13 国土審議会) より

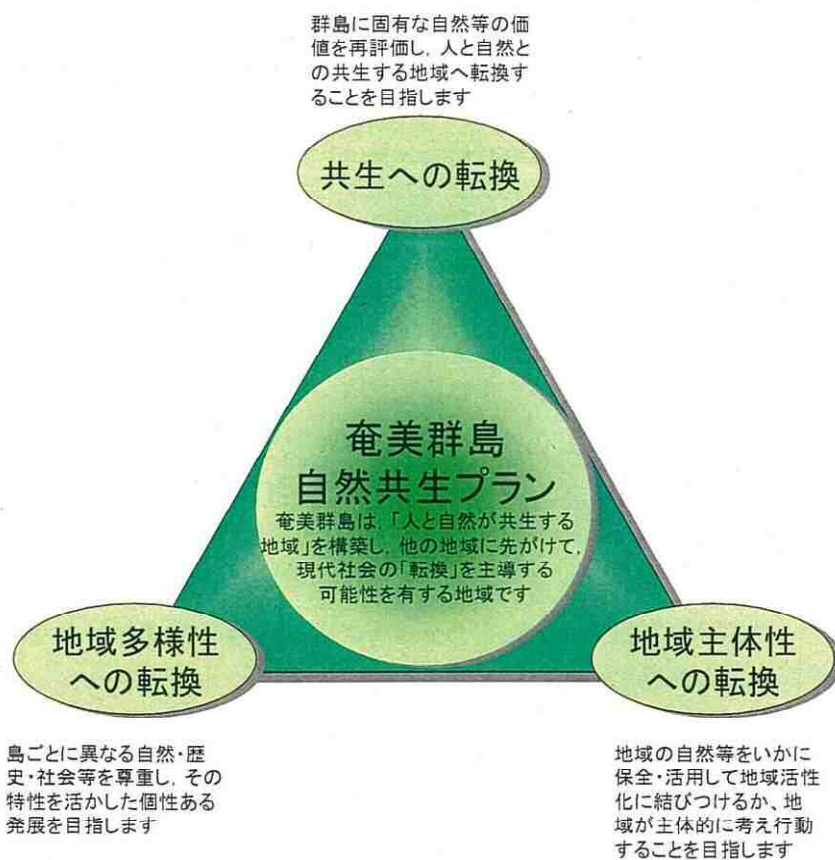


図 2 - 3 奄美群島自然共生プラン 3つの理念の概念図

第3章 奄美群島自然共生プランの性格

第1節 総説

「奄美群島自然共生プラン（以下、「プラン」という）」は、奄美群島における人と自然との関係全般についての基本的な計画であり、奄美群島において「人と自然との共生」と呼ぶにふさわしい人と自然との関係を構築するという一般的な課題に対して、県や市町村などの行政、地域のNPO、地域住民など幅広い主体がとるべき行動を総合的に提案するために、鹿児島県と奄美群島の14市町村が一体となって策定した計画です。幅広い主体によって「プラン」の方針が具体化され、「プラン」の施策が実施されていく中で、長い時間をかけて「人と自然との共生」を基軸とする地域が形成されていくことになります。

このような性格を反映して、「プラン」には熟度の異なる提案が含まれています。すなわち、一般的な考え方・方針から具体的な施策・事業まで、また、長期間にわたる試行錯誤が想定される提案から短期間での実現が可能な提案までを包括しています。

また、「プラン」は、他の法令や計画等との間での厳格な対応や委任などの関係を有するのではなく、これらとの整合や協調のもとに策定され実現を図られるものとして位置づけられます。

第2節 「プラン」の役割

1. 地域の行動指針

「プラン」は、地域の行動指針であることを基本的な役割とします。すなわち、「人と自然との共生」のために奄美群島の地域の住民、地域のNPO及び市町村等が自ら主体的に行動するための一般的な方針や考え方を提供するものです。

2. 施策の提示

「プラン」は、地域住民の生活向上と地域の振興を念頭において、「人と自然との共生」を基軸とする地域づくりのために地域住民、地域のNPO、市町村及び県等が実施する具体的な施策や事業を提示する計画です。

3. 他の事業等の指針

「プラン」は、地域住民、地域のNPO、市町村及び県等が奄美群島で行う様々な施策や事業について、それらが「人と自然との共生」の観点から適切に計画・実施されるための指針です。

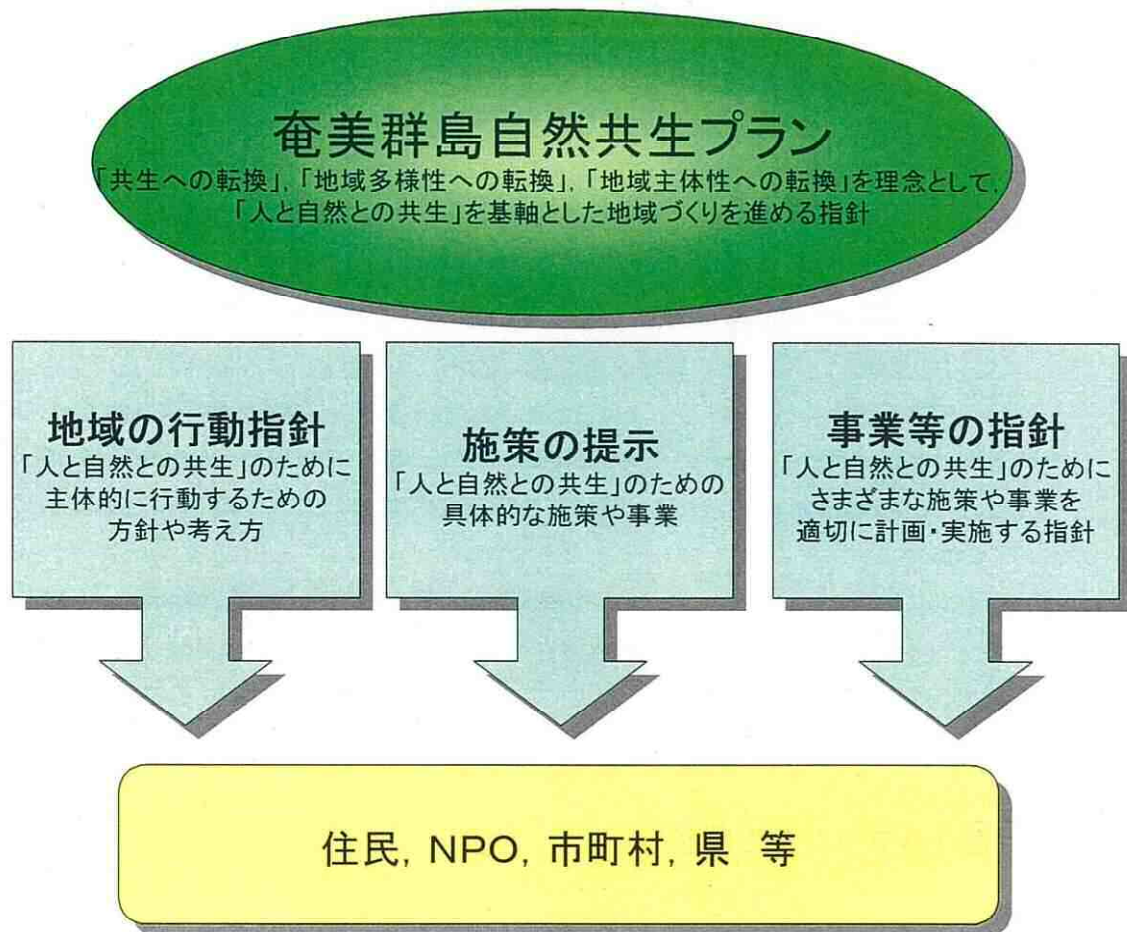


図2-4 奄美群島自然共生プランの役割の概念図

第3節 「プラン」の期間

「プラン」は、長期的な観点に立って地域の行動指針を示すものです。「プラン」に掲げられた施策や計画を実現していく中で、地域の将来像が次第に形づくられることになります。

したがって「プラン」は特に目標期間を定めず、適切な時期に点検と見直しを行うものとしします。

第4節 「プラン」の位置づけ

1. 鹿児島県環境基本計画

平成10年(1998)、県の環境行政の基本目標と環境保全施策の基本的方向を示す計画として「鹿児島県環境基本計画（以下、「県環境基本計画」という）」が策定されました。

「県環境基本計画」は、基本目標の一つとして「自然と人間が共生する地域社会の実現」を掲げるとともに、環境保全に関する重点施策の一つとして「奄美群島生物多様性の保全」を掲げています。「プラン」は、この「県環境基本計画」の考え方に沿って策定するものです。

2. 21世紀新かごしま総合計画

平成13年(2001)に、県政推進の基本として「21世紀新かごしま総合計画」が策定されました。

この計画においては、本県が21世紀において、先導的又は先進的な役割を果たすとともに、時代の要請にこたえ、長期的な視点の下に、最重点的かつ早急に取り組むべきソフト的な施策・事業を「21世紀新かごしま創造プログラム」として位置付けています。

「プラン」は、奄美群島の特徴ある多様な自然を生かした地域づくりを図るために、この創造プログラムのひとつである「共に創る『環境かごしま』プログラム」に基づき策定するものです。

3. 奄美群島振興開発総合調査

平成14年(2002)に、奄美群島の社会経済の現状、課題や今後の振興開発の方向及び方策等を明らかにすることを目的として実施した奄美群島振興開発総合調査においては、基本方針の一つとして「人と自然が共生する地域づくり」を位置付けています。「プラン」は、この総合調査の考え方に沿って策定するものです。

4. 各市町村の総合計画等

奄美群島の14市町村は個別に総合計画等を策定しており、これらの計画の中では、自然環境の保全、資源の循環、良好な景観の形成など「人と自然との共生」に基づいた理念や目標が示されています。「プラン」は、これら市町村の総合計画

等の考え方に沿って策定するものです。

表2-1 奄美群島自然共生プランと各種計画等との関係

名称・策定年度	主旨	位置づけ
21世紀新かごしま総合計画 平成13年(2001)策定	21世紀における新たな時代潮流に対応し、長期的展望に立つて、本県が目指すべき将来の目標を明らかにするとともに、その実現に向けた展開方策を示すもので、今後の県政推進の基本となる総合計画	「21世紀新かごしま創造プログラム（長期的な視点の下に、最重点かつ早急に取り組むべきソフト的な施策・事業）」である「共に創る『環境かごしま』プログラム」の施策の1つとして提示
鹿児島県環境基本計画 平成10年(1998)策定	鹿児島県の環境行政の基本目標と環境保全施策の基本的方向を示す基本計画	「自然と人間が共生する地域社会の実現」を基本目標とし、「奄美群島生物多様性の保全」が重点施策の1つ
奄美群島振興開発総合調査 平成14年(2002)	奄美群島の社会経済の現状、課題や今後の振興開発の方向及び方策を明らかにするための総合的な調査	「人と自然が共生する地域づくり」を基本方針の1つとして提示
奄美群島内の 市町村振興計画等	群島内の各市町村が、将来の地域づくりを進める際の基本的方向を示し、長期的な視点の下に市町村政を実施するための総合的な計画等	自然環境の保全、資源の循環、良好な景観の形成など「人と自然との共生」に基づいた理念や目標が示されている
奄美群島自然共生プラン 平成15年(2003)策定	「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体への転換」を理念として、「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進める指針	「共生」、「地域多様性」、「地域主体性」への転換を基本理念とし、奄美群島において「人と自然との共生」と呼ぶにふさわしい人と自然との関係を構築するために、県や市町村などの行政、地域のNPO、地域住民など幅広い主体がとるべき行動を総合的に提案するための計画

第3部 基本方針

第1章 基本的考え方

「プラン」は、従来の価値基準を転換し、地域の活性化を目指すこと、すなわち「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」を理念として、「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めることを提案するものであり、奄美群島の現状を踏まえ、奄美における「人と自然との共生」の新しいあり方を模索していくものです。

こうした新しい「共生」のあり方を模索するため、「プラン」は、奄美の「宝」を核として「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭におき、施策を展開することを基本方針とします。ここにいう奄美の「宝」とは、奄美の自然の学術的・社会的な価値を表す地域資源であり、地域の人々が自ら主体となって行った「宝さがし」によって見い出されたものです。「プラン」の施策は、地域自らが見い出した奄美の「宝」に対して、その価値に見合った適切な取扱いの方向を示すものです。

以上のような基本方針が意図しているところは、地域自らが地域の自然の価値を認識すること、また、地域自らが主体となって取扱いを行うことです。こうした認識と取扱いを積み重ねることによって、奄美群島において「人と自然との共生」と呼ぶにふさわしい人と自然との関係が深く根を降ろすことを目指します。

第2章 奄美の「宝」

第1節 総説

1. 奄美群島の「宝さがし」

「プラン」の策定にあたっては、群島の14市町村において市町村や地域の住民等の参加を得ながら「宝さがし」を実施してきたところです。「宝さがし」とは地域の「宝」を住民自らの手で再認識・再発見する活動です。

奄美群島の「宝さがし」は、奄美の誇りやアイデンティティーを確認するという普及・啓発的な意義を有しています。すなわち、社会経済の変化にともなって伝統的な人と自然との関わりが希薄になりつつある中で、地域自らがこうした関わりを改めて認識するきっかけとなるという意義が認められます。

同時に、「プラン」に基づいた施策を検討・展開するための調査として意義を有しています。「宝さがし」の結果、既に各市町村において様々な「宝」が見い出されており、今後は、これらの「宝」を対象として、様々な施策が立案・実施されます。

2. 奄美の「宝」

奄美群島の「宝さがし」によって、自然、歴史・文化、生活環境、名人、産業など数多くの奄美の「宝」が見出されました。これらは、それぞれに多様な価値を表現している資源ですが、群島を全体として見れば、とりわけ顕著な価値を有する代表的・普遍的な「宝」を見出すことができます。

学術的価値が顕著な自然としては、サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観、希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げることができます。また、社会的価値が顕著な自然としては、身近な自然や身近な景観を挙げることができます。さらに、これらの自然と関わりの深い文化や産業、例えば、信仰、伝統行事や島唄、そして食材なども「宝」に含まれています。

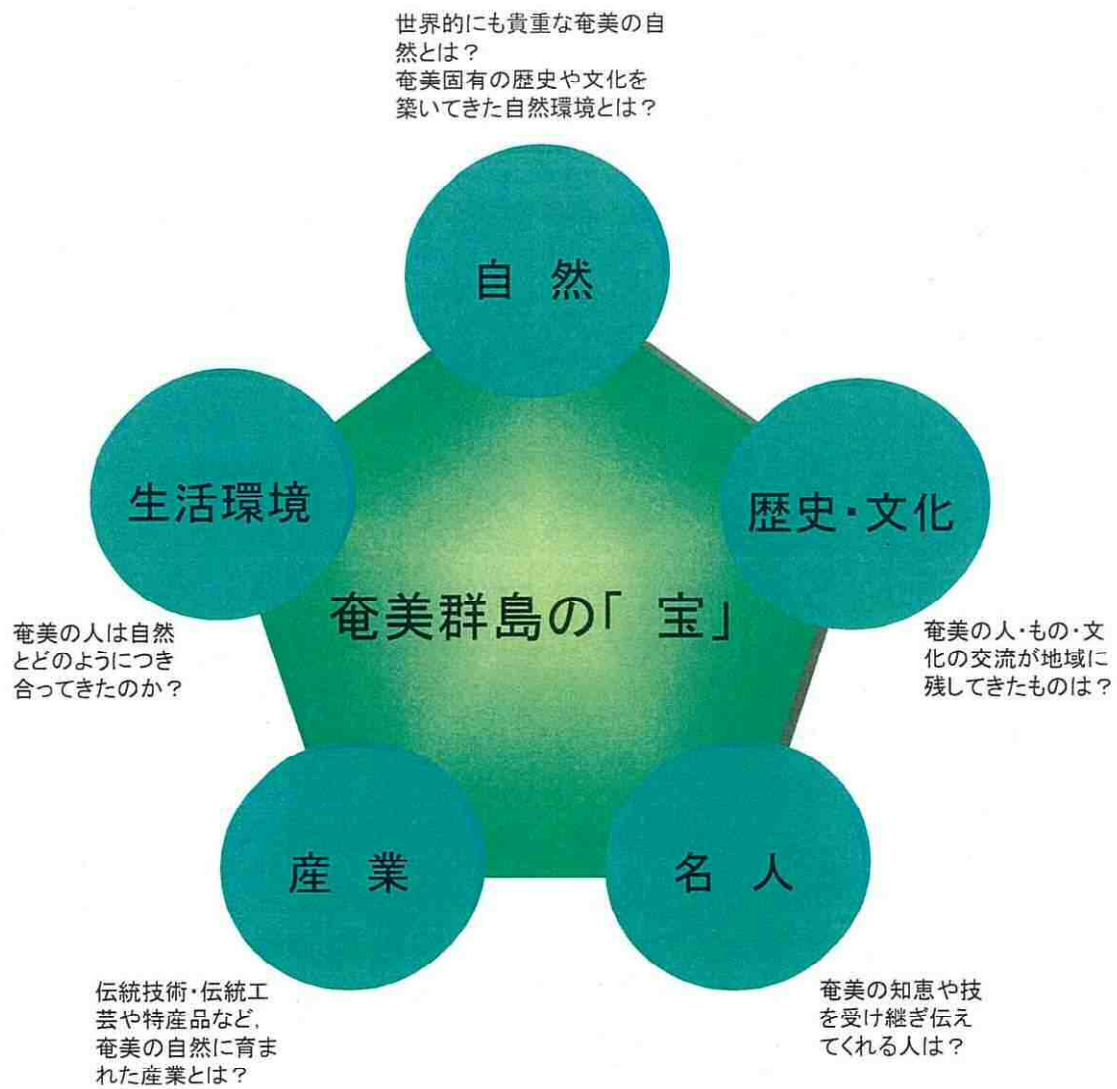


図 3 - 1 奄美群島の宝の枠組み

第2節 サンゴ礁と海岸

奄美群島は島しょからなる地域であり、多くの地域が海と接しています。奄美群島の「宝さがし」の結果、多くの地域から海や海岸に関する資源が奄美の「宝」として見い出されています。

これらの海や海岸は多様な環境要素から成り立っており、サンゴ礁、砂浜、海食崖などが見られ、一部には干潟、藻場、岩礁も見られます。高島では半島と湾入が複雑に入り組んだ海岸線が、低島では比較的出入りの少ない海岸線が一般的です。また、これらの場所には多様な生物が生息・生育しており、相互に影響を及ぼしあいながら様々な海岸の生態系をつくっています。さらに、これらは全体として優れた海岸の景観を形成しています。

こうした海岸の生態系や景観の中でも、とりわけ学術的な価値が高いと思われるのがサンゴ礁です。

奄美群島のサンゴ礁は、世界的に見て分布の北限に位置しており、また、生物多様性が極めて豊かな場所としても価値を有しています。造礁サンゴ自体も種の多様性に富んでいますが、造礁サンゴの群体がつくり出す複雑で変化に富んだ環境は多種多様な生物に生息・生育の場所を提供しています。また、奄美のサンゴ礁は漁労に利用されるなど人々の伝統的な生活に密着した自然であり、社会的な価値も有しています。「意向調査」においても、在住者と出身者の圧倒的な多数が「奄美群島の自然で大切にしたいもの」として「サンゴ礁などの海辺の自然」を1番に挙げています³⁷。

第3節 希少な野生動植物と森林

奄美群島では、特に高島において森林や河川が発達しています。奄美群島の「宝さがし」の結果、多くの地域から森林に関する資源が奄美の「宝」として見い出されています。

奄美群島の森林は、スダジイなどからなる亜熱帯性の常緑広葉樹林が中心です。一部には、こうした森林が自然植生に近い形で残されており、河川などの水系を育んでいます。森林や河川は、そこに生息・生育する野生動植物とともに森林の生態系を構成しています。また、これらは全体として優れた森林の景観をつくり出しています。

森林や河川に生息・生育する野生動植物の中には、他の地域で見られない固有

³⁷ 在住者 71.3%, 出身者 82.3%, 高校生等 64.6% (1番～3番までの回答のうち1番として「サンゴ礁など海辺の自然」を回答した率)

な種、個体数が少なく絶滅が危惧されている種、生物の地理的な分布の上で貴重な種など、希少な野生動植物が含まれています。とりわけ、アマミノクロウサギなど、単に固有であるばかりでなく長期間の地理的な孤立を経て古い特徴を遺している種については、学術的に見て極めて価値が高いことが指摘されています。「意向調査」においても、「奄美群島の自然で大切にしたいもの」として「サンゴ礁などの海辺の自然」に次いで「アマミノクロウサギやルリカケスなどの貴重な動物」が挙げられています³⁸。

以上のように、奄美の森林の生態系は重要な奄美の「宝」であり、その中心として特に亜熱帯性の常緑広葉樹林や希少な野生動植物に着目すべきと思われます。

第4節 身近な自然

奄美群島では、地域の人々に利用され、また親しまれてきた自然が多くみられます。奄美群島の「宝さがし」の結果、多くの地域から里地・里山などの身近な自然が奄美の「宝」として見い出されています。

奄美群島は、外海離島でありながら多くの人口を有しており、長い時間にわたって人と自然との関わりが積み重ねられてきました。特に居住地に近い農地、二次林及び海岸においては、生活、文化、習俗など様々な形態の人間活動と結びつきの深い動植物や、それらが複合して形成される文化的な景観などの身近な自然が存在しています。これらの動植物や景観など身近な自然は、地域における人と自然との関わりを象徴するものとして重要な奄美の「宝」であると思われます。

第5節 自然と関わる文化や産業

奄美群島では、地域の自然と深く関連した文化や産業なども多く見られます。奄美群島の「宝さがし」の結果、多くの地域から、これらの文化や産業などが奄美の「宝」として見い出されています。

大島紬などの伝統的な産業、水路や窯跡や高倉などの歴史的な遺跡、浜下りや闘牛などの伝統的な行事、島唄などの芸能、郷土の素材を利用した料理などは、いずれも奄美の自然との関わりが長い時間にわたって積み重ねられる中で、それを基礎として形成されてきたものです。これらは、奄美群島の自然の価値を間接的に表している資源です。

³⁸ 在住者 6.3%、出身者 3.8%、高校生等 15.5%（1番～3番までの回答のうち1番として「アマミノクロウサギやルリカケスなどの貴重な動物」を回答した率）

また、伝統的な方法によらない産業であっても、それらが奄美群島の地形、地質、気候などの環境条件に適合し、奄美群島の自然を適切な形で利用している場合には、奄美群島の自然の価値を間接的に表しているものと評価できます。

以上のように、奄美群島の自然に関わる文化や産業も重要な奄美の「宝」であると思われます。

第3章 奄美の「宝」の取扱い

第1節 総説

奄美の「宝」を核とした地域づくりは、「宝」を自然と社会とが調和するように適切に取扱っていくことによって進められるものです。

こうした取扱いとしては、「宝」の保全と活用とを基本とするべきです。地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全します。こうして「宝」を保全した上で、地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。保全によって地域づくりの資源としての「宝」の価値が損なわれないようにし、これを前提とすることによってはじめて「宝」を持続可能な形で活用することができます。

そして、保全と活用とは一体的に進めることが大切です。保全と活用とが個々別々になされれば、いずれか一面に偏ってしまう恐れがあります。こうした偏りが生じれば、「人と自然との共生」すなわち自然と社会とが適切なバランスを保ちながら持続することは期待できません。保全をないがしろにした活用も、活用の可能性を鑑みることのない保全も、「人と自然との共生」にはなじまない方策です。

加えて、各主体が「宝」の保全と活用に関する課題を正しく認識し、様々な関係者の利害を調整しながら意思決定し、効果的な施策や行動を行えるよう、これに必要な情報、体制、施設などの基盤を整えることも大切です。

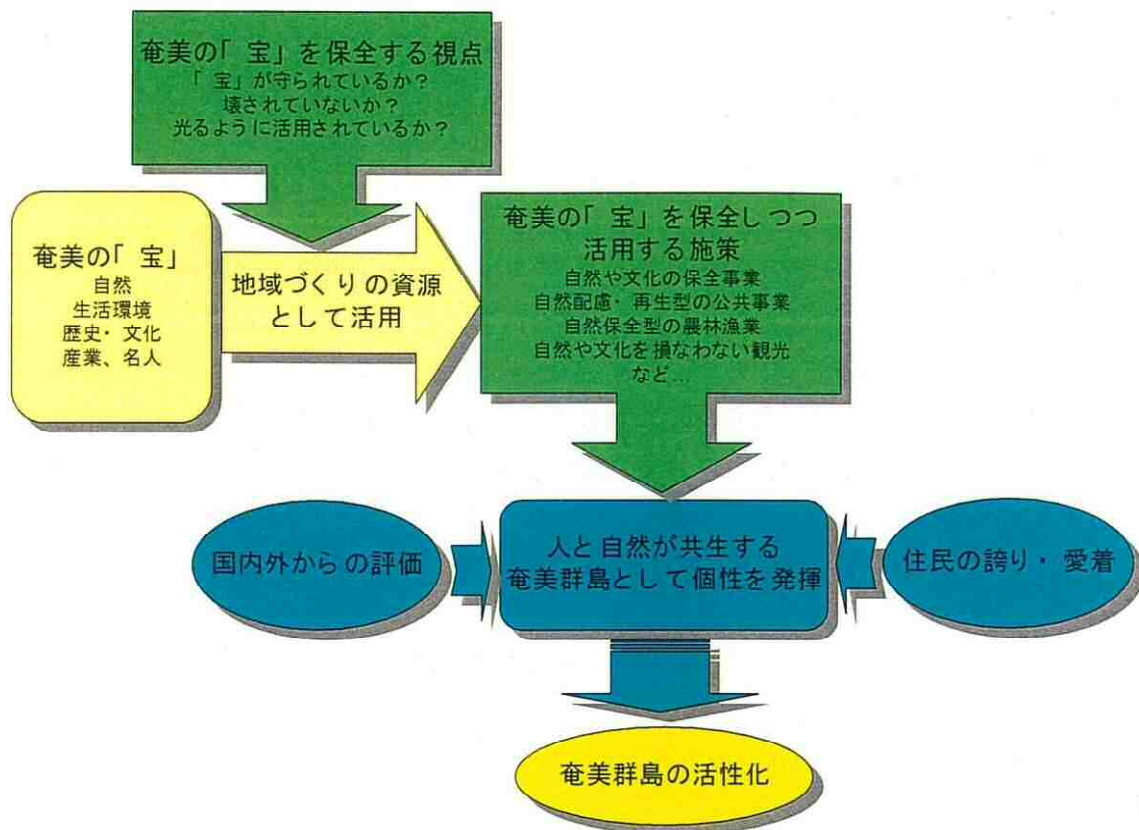


図 3-2 奄美群島の宝の「保全」・「活用」と、「地域活性化」の関係を示す概念図

第 2 節 「宝」の保全

1. 基本的考え方

「宝」の保全とは、「宝」に対してよい影響を与える要因を促し、悪い影響を与える要因を抑えることによって、「宝」の価値が損なわれないよう良好な状態を保つことです。

保全のための施策・行動の方向としては、重要な対象の保護、影響要因への対策、管理の促進、保全のための基盤の整備（情報収集、情報提供、体制の整備、施設の整備）などが考えられます。それぞれの方向や、それに付随する様々な手段を用いて、「宝」の価値や資源としての性質を踏まえながら施策や行動を具体化していくことが求められます。

2. 保全の方向

「宝」の価値を考慮し、また「宝」の性格や「宝」をとりまく状況などに応じて、以下のような手段を適切に選択し、組み合わせることが大切です。

(1) 重要な対象の保護

「宝」は様々な形で利用されるものであって、奄美群島の地域社会を支え、地域の人々に大きな効用をもたらしています。このような「宝」の利用は、それが適正に行われているかぎり基本的に問題とはなりません。しかし、これらの利用が「宝」の価値を不用意に損なったり、将来にわたって持続していくことが不可能な形でなされる場合もあります。重要な対象については、これを保護するため法律や条令等の枠組みに基づく取組が必要です。

(2) 影響要因への対策

「宝」を直接的に利用すること以外にも、様々な社会経済活動や自然現象などの影響によって「宝」の価値が損なわれてしまうことがある場合には、その影響要因を特定し、適切な対策を行うことが必要です。

(3) 管理の促進

「宝」の性質によっては、運営管理や維持管理などの形で人が積極的な働きかけを行わなければ、「宝」の価値が損なわれてしまう場合があります。こうした「宝」を保全するためには、管理を促進することが考えられます。こうした管理は、基本的には所有者等が、「宝」の性質などに応じて適切な方法で行っていくことが必要です。

(4) 保全のための基盤の整備

保全を効果的に行っていくためには、保全のための施策や行動を支援するための情報、体制、施設などの基盤を整えることが考えられます。

具体的施策に対応して、主体の育成・強化、情報の充実・強化、施設の充実・強化を行うことが考えられます。

(5) 「宝」の再生

「宝」の保全は、現状を基礎として「宝」が良好な状態を保つことを目指すものですが、「宝」が既に失われてしまった場合には、これを復元・回復・創出するなどの取組を行うことが考えられます。

(6) 「宝」に対する配慮

「宝」を利用する以外であっても広く社会経済活動全般にあたって「宝」に配慮することが求められます。

第3節 「宝」の活用

1. 基本的考え方

「宝」の活用とは、これを適切な形で利用し、「宝」の価値を地域の活性化へと結びつけることです。

「宝」の利用には、例えば、観光の資源や食品や工業材料としての利用などの形が考えられます。いずれも地域社会にとって欠くことのできない活動ですが、その形態によっては「宝」の価値が損なわれ、将来にわたる持続可能な利用ができなくなる恐れがあります。

しかし、各主体が利用の形態を工夫し、適切な形での利用を行うことによって、こうした恐れは軽減できます。例えば、こうした適切な利用の形態としては、観光資源としての利用については環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）、食品や工業材料としての利用についてはブランドの創出などによる高付加価値化を図ることが考えられます。

活用のための施策・行動の方向としては、考え方の提示、それに沿った具体的な取組、活用のための基盤の整備（情報収集、情報提供、体制の整備、施設の整備）などが考えられます。これらの方向に沿って、利用の形態に応じて施策や行動を具体化していくことが求められます。

2. 活用の方向

利用の態様に応じて、以下のような手段を適切に選択したり組み合わせたりしていくことが大切です。

(1) 考え方の提示

地域全体において様々な主体が利用の形態を工夫し、適切な形での利用を進めるためには、そのための指針となる考え方が示されていることが必要です。

こうした考え方は、その「宝」の保全が担保されることを前提として、二つの事柄が調和するように示されるべきです。すなわち、一方で「宝」の利用によって得られる経済的な利益が地域社会に還元されること、他方で「宝」の利用によ

って地域社会における人と自然との関わりや生活・文化・アイデンティティーなどが損なわれないことです。

行政など責任のある主体が、利用の形態に応じて、こうした考え方を率先して提示していくことが大切です。

（２）具体的な取組

こうした考え方を尊重しながら、行政、事業者、地域のNPO、地域住民など様々な主体が創意工夫して効果的な活用の方法を検討し、具体的な取組として積極的に実施していくことが大切です。

（３）活用のための基盤の形成

こうした活用を効果的に行っていくためには、活用のための施策や行動を支援するための情報、体制、施設などの基盤を整えることが考えられます。具体的施策に対応して、主体の育成・強化、情報の充実・強化、施設の充実・強化を行うことが考えられます。